

## 会 議 録

|                         |                |                                                                                                 |           |                                               |
|-------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 会 議 の 名 称               |                | 令和 5 年度（2023年度）第 2 回 人権文化のまちづくりをすすめる協議会                                                         |           |                                               |
| 開 催 日 時                 |                | 令和 5 年（2023年度）11月 7 日（火） 午後6時00分～ 午後7時15分                                                       |           |                                               |
| 開 催 場 所                 |                | 豊中市立人権平和センター豊中<br>老人憩の家 多目的室                                                                    | 公 開 の 可 否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可 |
| 事 務 局                   |                | 市民協働部人権政策課                                                                                      | 傍 聴 者 数   | 0 人                                           |
| 公 開 し な かつ<br>た 理 由     |                | —                                                                                               |           |                                               |
| 出<br>席<br>者             | 委 員            | 石元会長、小牧委員、玉置委員、野崎委員、濱元委員、林委員、三田委員、<br>横井委員、若柳委員、福井委員、湯之上委員                                      |           |                                               |
|                         | 事 務 局<br>そ の 他 | 【人権政策課】宮城市民協働部長、山口市民協働部理事、堀山次長兼課長、<br>出口主幹、片岡補佐、吉川係長、橘田<br>【学校教育課】花山主幹<br>【とよなか国際交流センター】山野上事務局長 |           |                                               |
| 議 題                     |                | 1. 豊中市多文化共生指針の改訂について<br>2. インターネット・SNSによる誹謗中傷等防止啓発ポスター・チラシについて<br>3. その他                        |           |                                               |
| 審 議 等 の 概 要<br>(主な発言要旨) |                | 別紙のとおり                                                                                          |           |                                               |

## 令和5年度(2023年度)第2回人権文化のまちづくりをすすめる協議会 議事録 概要

### 開会

#### 案件1. 豊中市多文化共生指針の改訂について

- ・事務局から、資料1、2により説明した。

#### ○委員

資料1 素案の22ページ「多文化共生をみんなで進めるまち」の文中、「困難な状況に適応できる地域社会」について、「適応」という言葉はふさわしくないのではないか。どちらかというところ、「対応」などほかの表現の方がよいのではないかと。

#### ○委員

資料1 素案の37ページ「アウトリーチ支援の強化」について、「地域での生活において見守りの必要のある相談者のアウトリーチ支援を行います」の「相談者」の後に「家などに出向いて」を加える方が意味がわかりやすいのではないかと。

#### ○委員

「外国人」、「外国人市民」、「外国にルーツを持つ」、「渡日・帰国児童」などさまざまな用語がある。すでに使われている事業名としては変えられないと思うが、整理が必要ではないかと。

資料1 素案の13～14ページ「あなたは、住んでいるまちの人たちと積極的に交流したいと思いますか」について、とよなか国際交流協会からも意見されているが、外国人市民が地域の市民とどれだけの接触があり、孤立していないかなどは重要なことであり、今後の多文化共生を考えていくときに行政として見ていく必要があるのではないかと。「多文化共生に関するアンケート調査結果報告書」の137～138ページでもふれられているが、住んでいるまちの人たちとの付き合いがあるとした外国人市民はかなり減少しており、付き合う機会が少ないことや、言葉が分からず仲良くなれないというところが問題である。移民の人が増えていったときに社会的に分断が生まれてしまうことを考えたとき、多様性に対してどう包摂していくかはとても重要になる。交流したいと思ってい

るか、思っていないかということだけではなく、どういう状況にあるか、付き合いがあるのか、ないのかということが重要で、そこを取り上げた方がいいのではないか。付き合いがないという人が増える一方で、同じ言葉・文化を持つ人たちとの付き合いが増えているという今の傾向をよく捉えたうえで、対応を考えていく必要があると思う。このことは22ページの「多文化共生をみんなで進めるまち」にも関係する。

43ページ「人材育成・多文化共生のしくみづくり」の「海外経験が豊富な市民や多文化共生に関心のある市民」の「市民」は日本人市民を想定しているのか。日本人市民と外国人市民で暗に分かれているようで違和感があり、暗黙の了解のようにしない方がよい。

○会長

外国人市民の言い回しについては、制度などに合わせているのか。

●事務局

行政では基本的に、「外国人市民」、「日本人市民」という言い回しを使っているが、文章の中で「市民」という語が重なって読みづらくなるころは、「市民」を取り除いている可能性もある。

○会長

統一すべきところは統一してもらいたい。

○委員

外国人市民とまちの人との付き合いについて、日本人と友だちになりたいと思って外国人が近寄っていくと、さりげなく避けられてしまうという声を聞く。言葉が分からず、どうしたらよいか分からないということで避けてしまうということで、翻訳アプリの活用も必要だろう。外国人市民は日本人と付き合いたいと思っており、避けられてしまう状況が変えられるとよい。

○会長

資料1素案2ページにアスタリスクをつけて、「日本人」、「外国人」の説明をしている。ここでは住民基本台帳に登録されている国籍で分けているわけではないとあるが、そうすると、例えば、14ページの「日本人と外国人が交流できる」の「日本人」、「外国人」は何をさしているのか。

●事務局

国籍上は日本人であっても、例えば海外育ちで日本語が話せない人もいれば、その逆の外国人の人もいるといったことを説明している。

14ページはアンケート結果を記載しており、住民基本台帳から抽出して日本人と外国人に調査したもので、こちらは国籍上の日本人と外国人となる。

国籍上の外国人と日本人がいて、かつ、外国にルーツがある人という三つに分けるよう文言を整理したい。

#### ○委員

資料1素案の35ページ「日本語学習支援等」について、さまざまな日本語学習の場でのこれまでの取り組みや、既存の各地域のリソースを生かす、連携するということが書かれているとよりよいと思う。一部の自治体では日本語の指導が必要な子どもたちを学校から離れた特定の施設に集めて指導しているところもあるが、豊中にはいろいろな学習の場がある。できるだけ各校区の中で支援できるのが望ましく、地域との連携、市民団体との連携について、もう少し伝わる内容にした方がよいのではないか。

#### ○委員

リソースについては、夜間中学の話も載せるとよいのではないか。

多文化共生を考えるときにマジョリティ側が変わらないといけない、特定の日本人とされる人を中心とした働き方や慣行を見つめ直さないといけないということを、一緒にやっていきましょうというように、全体としてももう少し前面に出すとよいのではないか。

「文化」にはいろいろあって、手話の文化もあるし、外国に由来するものだけでなく日本国内にも文化の地域差がある。その中で、今回は外国に関係のあるルーツ、文化について書いているという説明があるとよいのではないか。

#### ○会長

資料1素案の21ページ「基本理念」について、市民意識調査をすると、外国人は日本の文化や慣習に従うべきだということを肯定する回答が一定程度出てくる。そういった中で、どうして豊中市が多文化共生のまちづくりに取り組むのか、その理由を書いた方がよい。日本の制度や政策に反対するような外国人は出ていってほしいという考え方が根強くある中で、そうではなくて、お互い対等で理解し合って、ともに生きていくということがなぜ大事なのかということをつかりやすくはっきりと書く方がよい。

また、「多文化共生のまちづくり」はどういうまちなのか、豊中市がめざそうとしているのはどういうまちなのかをもう少し書く方がよい。そうすると、

21ページ囲みの「基本理念」も分かりやすくなるだろう。

基本理念の主語は「さまざまな文化的背景を持った人が」で、この中には当然日本人も含まれるが、一見、外国人の話だと思ってしまう人もいるだろう。文頭に「国籍にかかわらず」を加え、すべての人について言っているということが分かるようにした方がよい。

このほか、接続詞に対して文章がうまくつながっていないところや、抽象的な表現を繰り返しているところがあるので、整理が必要である。

## **案件2. インターネット・SNSによる誹謗中傷等防止啓発ポスター・チラシについて**

事務局から、資料3、参考2-1、参考2-2により説明した。

### ○委員

外国人には日本語を見てもわからない人もいる。ポスターやチラシは多言語で見ることができるのか。

### ●事務局

多言語版を作成する予定はないが、なるべくやさしい日本語で作成したいと考えている。ホームページに掲載することで、多言語でご覧いただけるようにしたい。

### ○委員

「その書込み、ポチッと 大丈夫ですか？」については、「その書き込み、大丈夫ですか？ポチッとする前によく考えて」とする方が文章としてよいのではないか。

「ときには命まで奪ってしまう危険があります」は、「その人の命まで」としてはどうか。「ひとりで悩まずに、まずは相談を 一緒に考えます」は、「ひとりで悩まず相談してください。一緒に考えます」としてはどうか。

### ○会長

大阪府の「ネットハーモニー」は大阪府警と入れ替えて入れるということか。法務省や総務省は中央の省庁につながるのか。

### ●事務局

大阪府警と入れ替えて「ネットハーモニー」を入れようと考えている。

みんなの人権110番は、その地域の法務局職員または人権擁護員が対応する。

総務省は委託先につながるので、全国一律の対応と思われる。

○委員

ポスター・チラシの文案で「画面の向こう側にいる人を想像しましょう」とあるが、誰のことをさしているのか。誹謗中傷や批判している相手のことなのか、不特定多数の人がいるという意味なのか分かりにくいと感じた。

●事務局

相手の顔が見えないインターネット上であっても、対面と同様にその先には人がいるということを意識してもらいたく、「画面の向こう側にも人がいる」ということを書いた。

○会長

少し伝わりにくいので、言い換えた方がよい。

意見があれば今週中に事務局までお知らせいただきたい。

**案件3. その他**

事務局から、2点報告した。

- ・参考3により、とよなか国際交流センター30周年記念事業について
- ・参考4により、豊中市犯罪被害者等相談支援ネットワーク会議の立ち上げについて

○委員

犯罪被害者等支援について、給付金はあるのか。また、市内の警察署や大阪府警との連携はどのようなになっているのか。

●事務局

犯罪被害者等への給付金は国の制度があり、市ではこの4月から危機管理課の所管により見舞金制度を導入した。

警察署との連携は欠かせないと考えており、構成機関に加わっていただけるよう、引き続き、豊中警察・豊中南警察へ働きかけていきたい。

○委員

参考4第1条の「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」が想定するのはどのようなものか。

## ●事務局

大阪府の条例に準ずるかたちで、殺人、殺人未遂、強盗などになると考えている。犯罪被害はいろいろあるため、市では府で定めるものよりもう少し柔軟に相談を受けられるのではないかと考えている。個別の事件、内容によって対応を考えることになるが、これまで事例の積み重ねが多くはないので、これから会議を立ち上げ相談を受けながら、よりよい方向へ進んでいきたい。

・事務局から、次回の会議は、12月18日の午後7時から人権平和センター豊中での開催を予定であることを説明した。

## 閉会